

住民の皆さまへ

令和6年度 畑野高齢者移動支援 「移送サービス事業」

運転手の登録・移送サービス事業委員を募集します

高齢化が進む畑野町です。移動支援のためにドライバーのご支援をお願いしております。私たちの地域は多様な方々で構成され、特に高齢者や身体的に制約のある方々が日々の移動に課題を抱えておられます。

このような状況を改善し、地域全体が快適でアクセスしやすい環境を実現するために、ドライバーとしてのご協力をお願いします。移動が難しい方々をサポートすることで、地域全体の結束を強化し、生活の質を向上させる一翼を担えればと考えております。

ご支援いただける方には、以下のような移送活動にご参加いただきたいと考えています。

**\*移送サービス:**

高齢者や障害を持っておられる方々を、医療機関やお買い物などへ移送していただくお手伝い。

免許証の返納された方等、自動車運転に自信がない方等の移送のお手伝い。

定時の広野バス停止まりから、土ヶ畑方面へ引継ぎ運転移送のお手伝い。(要件により住民対応も検討)

お家から近くのバス停までのバス時刻に合わせた移送のお手伝い。

**\*地域イベントへの参加:**

地域のイベントや集まりへの移動をサポートし、地域社会への参画を促進していただくお手伝い。

これらの活動は地域の方々の生活をより豊かにし、共感と協力の精神を築く重要な役割を果たします。

ドライバーとしてご協力頂ける方は、ぜひ自治会までお気軽にお知らせください。

女性の方々も歓迎します。ご参加いただきたいと思ひます。

- ・全ての行動に対する謝礼金も出せるよう考えていきます。
- ・運転手には、個人の希望空き時間利用において実働をお願いし、無理の無い方法で運営していただきます。
- ・事故の際の補償等については、自治会で別途加入の方向で考えています。
- ・運転手実施につきましては、約款詳細をお渡しして承諾をいただいてからになります。

事業実施につきましては、随時登録者に約款詳細をお渡しして承諾をいただいてからになります。(6月ごろ)

皆さまのご支援が、地域全体の活性化に繋がりますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

**運 転 手 登 録 用 紙**

申込日 令和 6年 月 日

住 所	畑野町
氏 名	
年 齢	歳 電 話 番 号
提 出	自治会事務所までご持参ください

# 畑野町移送サービス事業規定

## (目的)

第1条 この規定は、畑野町に在住する高齢者等の移動手段を確保することにより、町民が安心して暮らせることを目的として定める。

## (実施主体)

第2条 このサービスの運営主体は、畑野町自治会とし、移送サービス事業と名付ける。

## (利用対象者)

第3条 対象者は、車の乗降に全介助を要しない移動困難者（原則として、65歳以上の高齢者）で事前利用登録をした者とする。但し、介護者が付き添う場合はその限りでない。

## (会員登録)

第4条 移送サービス事業を利用する者は、本規定に同意し、所定の登録申し込み書で事前に登録を行う。

## (資格喪失)

第5条 利用登録者が次の各号いずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- 1 退会届があった場合
- 2 会員が死亡した場合
- 3 規定違反があった場合
- 4 畑野町自治会において資格がないと判断した場合

## (事業提供)

第6条 利用登録者を実施要領に基づき、事前に予約のあった目的地に安全に移送する。

## (利用方法)

第7条 利用登録者が移送サービスを利用するときは、原則として7日前までに事前予約を行う。  
予約にあたっては、移送の曜日、時間と場所及び、行先と目的をメール・電話連絡すること。  
(畑野町自治会 0771-28-2752 メールアドレス [jichi-hatano@nike.eonet.ne.jp](mailto:jichi-hatano@nike.eonet.ne.jp))

## (利用料金)

第8条 利用登録者は、移送サービス事業に要した燃料費(ガソリン代)、道路通行料、駐車場代の実費負担を支払うものとする。  
(160円/L 車両燃費 8km/L 1kmあたり単価 20円/kmを基本とする)

## (補償)

第9条 移送サービス事業は、畑野町自治会が、善意に基づき行うため、万一事故が生じた場合は、自治会が入る自動車保険の適用内で補償を行うものとし、会員及びその家族、関係者はその範囲を超えて補償を求めないものとする。

## (その他)

第10条 その他、この規定に定めがない場合は、両者(会員と畑野町自治会)で協議するものとする。

## 附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。